

平成 29 年度調達等合理化計画の自己評価

(29 年度調達等合理化計画)

2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

(1) 競争入札等における一者応札に関する調達

競争入札等において、一者応札となった調達案件が一定程度を占めていることから、平成 29 年度においても継続して、①～④の取組を実施することで、適正な調達を目指す。【当該取組の実施結果】

- ① 入札説明会参加者に対するアンケート及びヒアリングにより、入札に参加しなかった理由を分析し、対策を講ずる。
- ② 特に定例的な調達案件、期限到来型の調達案件、4月を期初とする調達案件等については、予め調達時期が分かる案件でもあり、公告期間の十分な確保や調達時期の前倒し等有効性のある対策を実施する。
- ③ 緊急案件を除き、定期的に調達予定をホームページに掲載する。
- ④ 契約締結から履行開始までの期間や契約期間は、十分な期間を設ける。

(2) 少額の随意契約におけるオープンカウンター方式による調達

少額であったとしても競争性の可能性のあるものについては、一般競争入札と同様に削減を図る観点から、平成 29 年度においても継続して、少額随意契約に対するオープンカウンター方式による調達を実施することで、適正な調達を目指す。【当該取組の実施結果】

(自己評価)

1. 取組内容

- (1) 平成 29 年度の一者応札・公募の状況は、平成 28 年度と比較して、契約件数は 2 件、6.1%の減(一者応札1件増、一者応募3件減)、契約金額は 2 億円、20.0%の増(一者応札 4 億円増、一者応募 2 億円減)となった。件数が減少した割に金額が増加した理由は、1 者応札となった案件の中に高額な案件が含まれていることに伴うものである。
- (2) 一般競争入札における一者応札は 67 件中 11 件(16.4%)であり、平成 28 年度の 85 件中 10 件(11.8%)と比較して1件、4.6 ポイントの増となっている。そのうち、入札説明会に複数事業者が参加していた案件は 8 件であり、その全ての案件についてヒアリングを実施したところ、入札に参加しなかった主な理由は、以下の通りである。
 - ・説明会に参加したものの会社として対応出来ない業務だった(仕様書が不明瞭)
 - ・調達の時期が悪く会社として対応出来なかった(準備期間がない)これらの意見を踏まえ、仕様書において、業務内容を具体的に分かりやすく記載、調達物品の限定等による特定の者が有利になることのないよう見直し、公告期間を十分に確保する、などの対策を行い、次回と同種調達時における一者応札への改善を図っている。
- (3) 前年度と業務内容に変更のない定例的な4月開始のシステム運用・保守に係る調達及び4月開始の定例的な案件については3月中旬までに全ての案件の調達を終え、契約締結から履行開始(納期)までの十分な期間の確保を図った。
- (4) 入札情報は、調達を実施する際に入札公告をホームページに掲載するだけでなく、四半期ごとの調達予定案件を事前にホームページで公表することで、入札参加が予想される事業者に長く調達情報のPR

を行うなど周知を図り、多くの事業者に対して入札への参加を検討する時間的余裕を確保するとともに、入札案件に関連する事業者に対して広く情報提供を行うよう改善を図った。

- (5) 少額であったとしても、競争性の可能性があり、経費削減効果が見込まれる案件については、オープンカウンター方式による調達を実施し、適正な調達を図った。

2. 取組効果

上記の取組等により、28年度は一般競争入札 85 件のうち一者応札は 10 件(11.8%)だったが、29年度は一般競争入札 67 件のうち 11 件(16.4%)となり件数及び割合はともに増加した。また、オープンカウンター方式の採用にともない、少額の随意契約案件 17 件について実施し、当初の見積もりよりも 14.8%の経費が削減された。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約等に関するチェック体制の徹底

少額随意契約以外の随意契約及び企画競争・公募により契約を締結することとなる案件(不動産賃貸借契約及びこれに付随する契約を除く。)については、事前に契約監視委員会に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

また、総合評価落札方式の一般競争入札により契約を締結することとなる案件についても、当面の間、事前に契約監視委員会に報告し、契約方式及び競争性確保の観点から点検を受けることとする。

ただし、いずれの場合も、合理的な理由による緊急調達が必要になった場合等止むを得ないと認められる場合は、機構に設置した調達等合理化検討委員会に事前に報告し、同様の観点から点検を受けるほか、契約監視委員会においても事後的に報告を行うこととする。【契約監視委員会及び調達等合理化検討委員会による点検実績】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

厚生労働省所管の他法人において発生した不適切な行為を踏まえて、厚生労働省が発出した「独立行政法人における調達等の適切な手続きについて」(平成 27 年6月3日付厚生労働省発会 0603 第1号厚生労働大臣官房長通知)に基づき作成した「調達事務を適正に進めるための遵守事項」を調達担当職員に対し周知徹底するとともに、引き続き不祥事の発生の未然防止・再発防止に努めることとする。【実施結果】

(自己評価)

1. 取組内容

- (1) 最低価格落札方式以外の調達予定案件について契約監視委員会における事前点検(26 件)を行った。また、次回の契約監視委員会を開催し、事前点検を行ってはい事業の完遂が間に合わないため、緊急調達が止むを得ない案件は、調達等合理化検討委員会において事前点検(34 件)を実施し調達を行った。その後の契約監視委員会においてその妥当性等について報告を行い、事後点検を行った。また、少額随意契約についてもオープンカウンター方式による調達を行うなど、競争性のある調達手続の実施に努めた。

なお、平成 29 年度は、1月に調達等合理化検討委員会で事前点検を行わざるを得なかった案件などが生じたことを踏まえ、平成 30 年度は、可能な限り外部委員による事前審査が行われるよう、契約監視委員会の開催時期を1月に変更した。

(契約監視委員会における事前点検件数)

- ・H29. 6.23 開催 2 件(随契 1、企画 1)
- ・H29. 9. 7 開催 3 件(公募 2、総合 1)

- ・H29.12.14 開催 14 件(随契 7、公募 4、企画 1、総合 2)
- ・H30. 3.15 開催 7 件(随契 7)
- (調達等合理化検討委員会における事前点検件数)
- ・H29. 5.29 開催 1 件(随契 1)
- ・H29.12.27 開催 1 件(総合 1)
- ・H30. 1. 30 開催 31 件(随契 12、公募 17、総合 2)
- ・H30. 2. 23 開催 1 件(公募 1)

- (2) 厚生労働省が発出した「独立行政法人における調達等の適切な手続きについて」(平成 27 年6月3日付 厚生労働省発会 0603 第1号厚生労働大臣官房長通知)に基づき、平成 28 年 3 月に作成した「調達事務を適正に進めるための遵守事項」の周知を引き続き図った。